

第 7 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成29年12月 8 日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成29年12月8日(金曜日)

午前9時59分開議

午後0時2分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成29年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

議案第7号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 財産の取得の変更について

議案第13号 当せん金付証券の発売について

議案第14号 公立大学法人熊本県立大学第3期中期目標の策定について

議案第15号 公立大学法人熊本県立大学定款の変更について

議案第17号 指定管理者の指定について

議案第42号 平成29年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

議案第48号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

請第28号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①創造的復興に向けた重点10項目の進捗について

②南阿蘇鉄道の復旧について

③「熊本版図柄入りナンバープレート」の導入について

出席委員(8人)

委員長	増 永 慎一郎
副委員長	西 聖 一
委員	小 杉 直
委員	岩 中 伸 司
委員	池 田 和 貴
委員	河 津 修 司
委員	中 村 亮 彦
委員	松 野 明 美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 坂 本 浩

政策審議監

兼くまモングループ課長 磯 田 淳

危機管理監 白 石 伸 一

政策調整監 府 高 隆

秘書グループ課長 横 尾 徹 也

広報グループ課長 倉 光 麻理子

危機管理防災課長 宮 本 正

総務部

部 長 池 田 敬 之

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 大 村 裕 司

政策審議監 本 田 充 郎

総務私学局長 古 森 美津代
 首席審議員兼人事課長 平 井 宏 英
 首席審議員兼財政課長 竹 内 信 義
 県政情報文書課長 村 上 徹
 総務事務センター長 坂 本 弘 一
 財産経営課長 満 原 裕 治
 私学振興課長 塘 岡 弘 幸
 市町村課長
 兼県央広域本部総務部長 間 宮 将 大
 消防保安課長 門 崎 博 幸
 税務課長 井 芹 護 利
 企画振興部
 部 長 山 川 清 徳
 政策審議監 本 田 圭
 地域・文化振興局長 斉 藤 浩 幸
 交通政策・情報局長 藤 井 一 恵
 企画課長 沼 川 敦 彦
 地域振興課長
 兼県央広域本部振興部長 重 見 忠 宏
 文化企画・
 世界遺産推進課長 手 島 伸 介
 川辺川ダム総合対策課長 吉 野 昇 治
 交通政策課長 内 田 清 之
 情報企画課長 島 田 政 次
 統計調査課長 山 田 裕 二
 出納局
 会計管理者兼出納局長 金 子 徳 政
 会計課長 無 田 英 昭
 管理調達課長 石 川 修
 人事委員会事務局
 局 長 田 中 信 行
 総務課長 井 上 知 行
 公務員課長 西 尾 浩 明
 監査委員事務局
 局 長 高 山 寿 一 郎
 首席審議員兼監査監 小 原 信
 監査監 手 嶋 章 人
 監査監 田 原 英 介
 議会事務局
 局 長 吉 田 勝 也

次長兼総務課長 中 島 昭 則
 議事課長 中 村 誠 希
 政務調査課長 上 村 祐 司

事務局職員出席者

議事課課長補佐 福 田 博 文
 政務調査課課長補佐 岩 永 千 夏

午前9時59分開議

○増永慎一郎委員長 おはようございます。
 ただいまから、第7回総務常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出があつておりますので、これを認めることとしました。

次に、今回付託されました請第28号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第28号についての説明者を入室させていただきます。

（請第28号の説明者入室）

○増永慎一郎委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

（請第28号の説明者の趣旨説明）

○増永慎一郎委員長 趣旨はよくわかりましたので、後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第28号の説明者退室）

○増永慎一郎委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

説明を行われる際は、効率よく進めるため、最初に一度立っていただいた後、説明は着座のまま、簡潔にお願いいたします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○池田総務部長 それでは、今回提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、議案第1号といたしまして、熊本地震からの復旧、復興を図るための予算、台風及び大雨の被害に対応するための予算など15億3,000万円を計上するほか、債務負担行為といたしまして、公共工事を早期に完成させるためのいわゆるゼロ県債などを設定しております。

また、議案第42号といたしまして、熊本県人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係で23億1,700万円を計上しております、これらを合算いたしますと38億4,700万円の補正となりまして、補正後の予算規模は9,249億3,400万円となります。

このほか、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定や、専決処分の報告、承認などにつきましても、あわせて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○増永慎一郎委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いいたします。

○竹内財政課長 財政課でございます。

お手元に資料A4横2つ置いてありますけれども、追加提案関係と書いてあるほうの資料をお願いいたします。

今回、冒頭提案、追加提案、それぞれで補正予算を計上しておりますので、両方合わせ

ましてこの(追加提案関係)と書いてあるほうの資料で御説明させていただきます。

まず、資料の1ページをお願いいたします。

一般会計補正予算(第5号)、今回の議案では第1号となります冒頭提案分では、熊本地震からの速やかな復旧、復興を図るための事業や台風及び大雨災害からの復旧を図るための事業等について、必要な予算15億3,000万円を計上しております。

その内訳といたしましては、主な内容のところに記載のとおり、(1)の地震への対応分といたしまして、土地区画整理事業、それから単県道路災害関連事業費など8億8,200万円を、(2)の台風、それから大雨による災害への対応分といたしまして、現年発生河川等補助災害復旧費など、こちらに5億1,200万円を計上しております。

そのほかとなります(3)では、国立公園におきます国際化・老朽化等整備交付金事業など、1億3,600万円を計上しております。

次に、その下、追加提案分となります一般会計補正予算(第6号)でございますが、こちらは、県人事委員会勧告に基づく給料や期末・勤勉手当等の引き上げに要する職員給与費、23億1,700万円を計上しております。

これらの補正によりまして、冒頭部長が御説明いたしましたとおり、11月補正は総額38億4,700万円の補正となります。

補正後の予算規模は、2ページの表の一番上に記載のとおり、合計欄でございますが、9,249億3,400万円となります。

こちら2ページのほう、一般会計のほか、特別会計と企業会計の今回の補正予算の内訳を記載しております。こちらにつきましては、それぞれ所管の委員会で御審議いただくこととなっております。

その下、参考といたしまして、これまでの熊本地震関係の予算措置状況を整理しております。

今回の補正を加えまして、円グラフ記載のとおり、累計で7,355億円ということになります。

右側の表は、財源の内訳を記載したものでございます。

1枚おめくりいただきまして3ページのほうをお願いいたします。

下の4ページとあわせまして歳入予算の内訳を記載しております。

冒頭提案分といたしましては、表の中ほどになりますが、下の4ページの9、国庫支出金、それから15の県債、こちらのほうが地震、台風などの災害関連事業の財源といたしまして多くなっております。

追加提案分といたしましては、13の繰越金、こちらのほうを財源としているところでございます。

続いて、おめくりいただきまして5ページのほうをお願いいたします。

こちら、下の6ページとあわせまして歳出予算の内訳を記載しております。

冒頭提案分といたしましては、益城町におきます土地区画整理事業や台風などの災害復旧対応のため、6ページの2の投資的経費、こちらのほうが大きくなっているところです。

追加提案分といたしましては、今回の補正が給与改定に伴うものでありますことから、5ページの(1)人件費、こちらのほうに計上しているところです。

最後に、7ページのほうをお願いいたします。

今回の補正に伴い必要となります地方債の補正内容を記載しております。

以上が今回の補正予算の概要でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○増永慎一郎委員長 引き続き、担当課長から議案について説明をお願いいたします。

○平井人事課長 人事課でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの追加提案分の資料のほうをよろしくお願いいたします。

今回の追加提案分に係る補正につきましては、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴うものでございます。そのため、各課に人件費を計上しておりますので、各課からの説明に先立ちまして、その概要について一括して御説明させていただきます。

つきましては、その内容について、まず給与関係条例の改正案から説明させていただきたいと思っております。

資料の13ページをお願いいたします。

議案第48号、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、48ページにお進みいただきまして、概要のほうで御説明させていただきます。

まず、1番の条例改正の趣旨でございますけれども、本年10月、県内の民間給与水準との較差を踏まえた人事委員会勧告に基づきまして、一般職の職員の給与改定及び特別職の期末手当の改定を行うものでございます。

2番に、改正する条例が10上げてございます。(6)(7)(8)は特別職に関する条例でございます。これらを一括して改正するものでございます。

3の主な改正内容をお願いいたします。

まず、(1)の一般職の職員の給料表の改定でございます。

平均月額で771円、0.23%のプラス改定を行うものです。

米印がついておりますが、あわせて平成28年における給料の減額改定、この影響がまだ大きく残っておりますので、激変緩和措置を平成31年度まで2年間延長することとしております。

次に、(2)期末手当及び勤勉手当の支給月

数の改定でございます。

アの平成29年度の支給月数でございますが、表にしておりまして、一般職につきましては、表の一番上、年間で4.20月から4.40月、プラス0.20月の増額となっております。

特別職につきましても、同様に、プラス0.15月の増額というふうに表の中に整理しております。

イのほうをごらんいただきたいんですが、平成30年度の支給月数につきましては、平成29年度が12月期にまとめて計上しておりますので、30年度以降は6月と12月に振り分けるということで、0.2月分をそれぞれ6月、12月に振り分けた形で表をつくらせていただいております。

(3)をお願いいたします。

平成29年度における子に係る扶養手当の額の引き上げでございます。1人につき、月額6,500円から7,000円、500円の改定でございます。

(4)でございます。

医師、歯科医師及び獣医師に支給される初任給調整手当の上限額の引き上げでございます。

おめくりいただきまして、アが、医師、歯科医師、41万3,300円から41万4,300円への改定、獣医師は、3万300円から3万400円への改定でございます。

施行期日は、(1)で、基本的には公布の日から施行し、平成29年4月1日からの適用になります。(2)は、期末手当のこしの方でございます。こしの公布の日から施行し、29年12月1日から適用いたします。(3)は、来年度の期末・勤勉手当についての規定で、30年4月1日からの施行となります。

給与条例の改定内容は以上でございます。

これを受けまして、予算関係でございまして、9ページにお戻りいただきたいと思っております。

9ページの総務部の表がございまして。表の

中ほどまでに、補正額(追加提案分)という形で各課に人件費が計上されております。これらが今の御説明いたしました給与改定に伴う経費ということでの計上でございます。

以下、全ての部の各課に人件費が計上されておりますので、一括しての説明とさせていただきます。

人事課から以上でございます。よろしくお願いいたします。

○横尾秘書グループ課長 秘書グループでございます。

説明資料は、冒頭提案関係の資料をお願いいたします。

資料の9ページをお願いいたします。

一般管理費でございますが、右側の説明欄をごらんください。

来年4月14日に開催いたします熊本地震犠牲者追悼式の開催に要する経費としまして、375万円余を計上しております。

次に、繰り越しについて御説明いたします。

下の10ページをお願いいたします。

一般管理費につきまして、291万円余の繰り越しとなっております。これは追悼式の業務委託について繰り越しを行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○倉光広報グループ課長 広報グループでございます。

続きまして、説明資料の11ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定につきまして、平成30年度に、広報関係業務として4,690万円余、首都圏広報業務として980万円余を限度額として計上しております。

上段の広報関係業務は、広報誌制作、テレビ広報及びインターネットマガジンによる広報、WEB活用広報の3つの事業でござい

す。

また、下段の首都圏広報業務は、マスコミ業界に通じたPR会社を通じて首都圏向けの効果的な広報を行うパブリシティサポート業務でございます。

いずれも新年度当初から実施できるように、本年度内に業務委託契約を締結する必要がありますが、企画コンペの実施等により契約締結まで期間を要するため、11月議会で提案させていただくものです。

広報グループは以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○磯田政策審議監 くまモングループでございます。

同じ資料11ページの下段をお願いいたします。

くまモンスクエア管理運営業務に係る債務負担行為の追加でございます。

第3期分、平成30年4月から平成33年3月までの3年間の指定管理委託料として、限度額1,892万円を設定するものでございます。

第3期の指定管理の指定につきましては、後ほど条例等議案で詳細を御説明させていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願申し上げます。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

同じ資料、冒頭提案分でございますが、説明資料13ページの上段をお願いいたします。

総務施設災害復旧費としまして930万円余の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

熊本地震により被災した総合庁舎等の復旧に要する経費ですが、具体的には、熊本市の南千反畑町にあります熊本総合庁舎が昨年の地震で被災し、その被害の程度は中破ということでございました。そのため、どのように

すべきかをいろいろ検討しておりましたが、復旧して今後使用することが困難であると判断いたしました。そこで、熊本総合庁舎にあります税務部を県庁新館の1階に移転させることとし、その移転に係る設計費をお願いしております。

なお、農林部につきましては、熊本土木事務所が既に移転しております九州農政局八王寺分室に移転させる予定でございます。いずれも30年度以降の移転を予定しております。

次に、繰越明許費でございます。

14ページ前段をお願いいたします。

総務費としまして5億1,300万円、災害復旧費としまして4,800万円の繰り越しをお願いしております。

これらは県庁舎の設備更新や庁舎の改修工事などでございますが、いずれも熊本地震の影響などもあり、資材の入手が困難であったり、調査、設計に想定以上の時間がかかったり、あるいは入札の不調、不落などにより年度内の事業完了が困難となったことから、やむを得ず来年度へ繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為についてでございます。

説明資料の16ページ上段をお願いいたします。

芦北総合庁舎の空調等の設備改修でございます。

各総合庁舎の設備につきましては、計画的に更新を行って経費の平準化を行っているところでございます。

芦北総合庁舎につきましては、本年度に設計を行い、来年度、工事を施工する予定でございます。工事に要する工期確保のため、本年度内に契約事務を行う必要があることから債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

14ページに戻っていただきまして、下段をお願いいたします。

私立学校施設安全ストック形成促進事業の3,600万円、認定こども園幼稚園機能整備事業費補助の3,700万円及び私立学校施設災害復旧事業の4億9,600万円について、平成30年度への繰り越しをお願いするものです。

まず、私立学校施設安全ストック形成促進事業についてですが、耐震診断、耐震補強及び耐震改築等に要する経費の一部を助成するものですが、耐震改築の1校につきまして、去る10月に国が追加募集した事業に対応するものであり、工事期間が確保できず、今年度内の事業完了が困難となったものです。

次に、認定こども園幼稚園機能整備事業費補助は、認定こども園の施設整備に要する経費の一部を市町村に対し助成するものですが、認定こども園1園につきまして、工事に係る資材の調達に期間を要し、今年度内の事業完了が困難となったものです。

最後に、私立学校施設災害復旧事業につきましては、2校分について、資材や人材の不足に加え、工事の工法等について文科省と協議が必要なことから工事の進捗がおくれ、今年度内の事業完了が困難となったものです。

続きまして、16ページをお願いいたします。

下段をごらんください。

2つの事業につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものです。

まず、熊本時習館特別支援相談員派遣事業は、発達障害に関する専門家を各私立学校に派遣し、生徒に関する助言等の支援を行うものです。

次の熊本時習館海外チャレンジ推進事業は、グローバルな人材を育成するため、海外チャレンジ塾により海外大学進学や留学を総

合的に支援するものです。

いずれも4月から切れ目なく継続して生徒や学校への支援を行うには、年度内に委託契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○門崎消防保安課長 消防保安課でございます。

15ページに戻っていただきまして、上段、繰越明許費の設定でございます。

総務施設災害復旧費、3,436万2,000円の設定をお願いしております。

これは、熊本地震で損傷いたしました消防学校の屋内訓練場、救急棟の災害復旧費につきまして、被災前は別棟でありましたものを、利便性、経済性等の観点から合築による復旧へと工法を変更したことによりまして、設計の諸条件の設定に時間を要し、繰り越しを行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○井芹税務課長 税務課でございます。よろしく申し上げます。

戻っていただきまして13ページをお願いいたします。下段のほうをお願いします。

まず、税務総務費で715万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1、税務管理費のくまもと「ふるさと寄附金」市町村交付金ですが、これは、ことし7月の九州北部豪雨災害で多大な被害を受けました福岡、大分両県への支援の一環として、両県に対する各地からの寄附金の受け入れ業務を本県が一部代行し、7月から8月にかけて本県が受け入れました500万円余の寄附金について、両県へ送金するため増額するものです。

その下の2、納税奨励費は、県が指定している軽油の卸売業者等の軽油引取税特別徴収義務者が、徴収した税額を納期内に納入した場合、その額の2.5%を取扱交付金として交付するものです。徴収された税額が当初見込みに比べて増加したことから、200万円余を増額するものです。

次に、最下段の賦課徴収費で5,100万円の増額をお願いしております。

説明欄の県税過誤納に係る税等の還付に要する経費ですが、法人事業税などに係る過誤納還付金が不足することから、増額をお願いするものです。

あけていただきまして15ページをお願いいたします。

繰越明許費、下段のくまもと県税システム自動車O S S整備事業で、108万円を30年度へ繰り越すものです。

これは、全都道府県が共同で運用する自動車ワンストップサービス、これは自動車の検査、登録手続、車庫証明、自動車関係税の納税を利用者がインターネットを使って一括して行えるサービスですが、この導入に向けた運用開始リハーサルの時期が変更になり、年度内での事業完了が困難な状況となったため、設定をお願いするものです。

税務課の説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○重見地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料18ページ上段をお願いいたします。

繰越明許費でございますが、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業のうち5,800万円について、翌年度への繰り越しを設定しております。

これは、環境省の補助事業を活用して水俣市が行う湯の鶴温泉街の公園整備において、事業用地に残る建物解体に不測の時間を要し

たこと、また、津奈木町が行う赤崎小学校跡地利活用に伴う交流広場整備において、他事業との調整のため事業着手をおくらせざるを得なかったことから、年度内の事業完了が困難な状況となっており、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○手島文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

同じく、18ページの下段をお願いいたします。

繰越明許費でございますが、県立劇場施設整備費のうち5,700万円について、翌年度への繰り越しを設定しております。

これは、平成29年9月に契約した演劇ホール舞台機構の改修工事に関連しました制御室の新設や電気配線の整備など、土木部に施工を依頼している周辺工事等でございます。

材料調達や現場作業員の確保が厳しいといった県内の建設業の状況から、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

説明資料19ページの上段をお願いいたします。

繰越明許費でございますけれども、五木村振興道路整備(受託)事業のうち4,400万円につきまして、翌年度への繰り越しを設定しております。

この事業は、村からの要請を受け、村道屋敷線の整備を県が受託して行うものですが、関係機関との調整や地質調査等に時間を要したことから、工期が全体的におくれ、年度内の完了が困難となり、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○島田情報企画課長 情報企画課でございます。

資料の19ページ下段をお願いいたします。

繰越明許費でございますが、情報通信格差是正事業費補助5,700万円余につきまして、翌年度への繰り越しを設定しております。

この補助金は、市町村が実施する携帯電話基地局整備に係る国庫補助でございますが、山江村において、基地局建設地の選定に不測の時間を要したことから、年度内の工事完了が困難な状況となっております、明許繰越費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、説明資料20ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

これは、本庁と地域振興局を結びますネットワーク等の管理、運営を行う熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業につきまして、平成30年度の業務を4月1日から委託するために、本年度内の契約を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○石川管理調達課長 管理調達課でございます。

同じく、説明資料の22ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございますが、22ページの事項欄に記載させていただいております4つの業種につきましては、全庁的に共通のものでございますので、管理調達課で一括してお願いしているものでございます。

今回は、平成30年4月1日から業務を委託するために、年度内に契約を行う必要があるもののうち、一般競争入札等の手続が必要な

ことから、契約締結までに相当の期間を要するものにつきまして、今議会での債務負担の設定をお願いするものでございます。

まず、上段の県有施設等管理業務でございますが、これは熊本総合庁舎を初めとします各庁舎の清掃あるいは設備機器の運転監視業務など、全部で163件分の業務委託分でございます。

次の給食業務でございますが、これは、熊本かがやきの森支援学校など、3校分の給食業務の委託分、次の情報処理関連業務は、防災情報ネットワークシステムなど、各種電算システムの保守点検等に必要21件分の業務委託分でございます。

最後に、最下段の事務機器等賃借でございますが、今回は1件分でございます、産業技術センターが導入します材料の評価システムのリースに係るものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○中島議会事務局次長 議会事務局でございます。

同じく、資料の24ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

議会棟では、平成29年度から30年度におきまして、議会棟別館、その他の内部改修工事を実施しているところでございます。

平成29年度契約分の年度内の完了が困難であるため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○平井人事課長 人事課でございます。

資料の25ページをお願いいたします。

第7号議案熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明資料27ページをお願いいたします。

条例案の概要でございます。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理すること、また、地方自治法施行令の改正に伴いまして、関係規定の整備をするものでございます。

2の主な改正内容をごらんください。

(1)は、地方自治法施行令の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

(2)次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が新たに処理することになります。

アでございますが、農地法に基づく事務のうち、農地の転用許可等に関する事務、これを宇城市及び氷川町に移譲するというものでございます。

イでございますが、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務のうち、ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定及びダイオキシン類土壤汚染対策計画の策定等に関する事務、これを熊本市に移譲するものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございますが、改正内容の(1)の部分は、公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料の28ページをお願いします。

議案第8号熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は30ページの条例案の概要でさせていただきます。30ページをお願いいたします。

まず、1、条例改正の趣旨でございますけれども、今回の改正は、情報公開法、それから個人情報保護法あるいは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、こうした法律の一部改正を踏まえて、所要の規定を整備

するものでございます。

2、主な改正内容でございます。

初めに、(1)熊本県情報公開条例の一部改正でございます。

これは、法の改正に合わせまして、個人情報の範囲を明確化するものでございます。

(2)熊本県個人情報保護条例の一部改正でございます。

これについては、3点改正がございます。

まず、アでございますが、これも法の改正に合わせまして、DNAとか指紋データあるいは旅券番号や運転免許証番号など、その情報そのものから特定の個人が識別できる情報を個人識別符号という定義をしまして、それを含め、個人情報の定義を明確化するものでございます。

次に、イでございますが、こちらも法の改正に合わせまして、思想、信条あるいは社会的身分、病歴や犯罪歴あるいは犯罪をこうむった事実など、本人に対する不当な差別または偏見が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要する個人情報を要配慮個人情報と定義するとともに、これに該当する情報の収集を原則として制限するものでございます。

また、ウでございますが、これは個人情報保護法の対象となっていなかった小規模の県出資法人につきましては、これまで条例で県に準じた個人情報の保護措置をとるよう努力義務を設けておりましたが、今回、法の改正に伴い、これらの法人も法の対象とされたことから、これらに関する規定を削除するものでございます。

続いて、(3)といたしまして、所要の準備行為及び経過措置を定めることとしております。

なお、3、施行期日につきましては、法が既に施行されておりますことから、公布の日としておりますが、先ほど申しました要配慮個人情報の改正に関しましては、施行までに準備が必要となりますので、公布の日から起

算して六月を超えない範囲において規則で定める日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○門崎消防保安課長 消防保安課でございます。

同じく資料、次の31ページをお願いいたします。

第10号議案財産の取得の変更についてでございます。

平成28年12月議会におきまして議決をいただいた防災消防ヘリコプターの取得の予定価格18億4,680万円を変更するものでございます。

取得する財産の概要につきましては、次の資料32ページのとおりでございますが、6、変更理由に記載しておりますように、機種が確定をいたしまして、仕様の詳細を具体的に調整する段階で、長野県におきまして防災ヘリの墜落事故が発生したことなどを踏まえまして、大型ステップや折り畳みシートなど、安全性や機能性を向上させるための装備品を追加する必要が生じたことなどから、3,739万7,988円を増額し、18億8,419万7,988円に変更するものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○竹内財政課長 財政課でございます。

資料33ページをお願いいたします。

議案第13号当せん金付証券の発売についてでございます。

当せん金付証券、いわゆる宝くじにつきまして、総務大臣への発売許可を申請するに当たりまして、当せん金付証券法4条に基づき県議会の議決を求めるものでございます。

来年度の発売限度額につきまして、これまでの販売実績などを踏まえ、110億円としております。

財政課からは以上でございます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

説明資料34ページをお願いいたします。

議案第14号、公立大学法人熊本県立大学第3期中期目標の策定についてでございます。

説明は39ページの中期目標案の概要で説明させていただきます。39ページ、お願いいたします。

初めに、目標策定の趣旨でございますが、知事は、地方独立行政法人法の規定によりまして、県立大学が次期6年間に達成すべき業務運営に関する目標、中期目標と申しますけれども、これを定めることとなっております。

現在の中期目標期間が今年度で終了することから、新たに中期目標を策定し、県立大学に指示するものでございます。

2、主な内容は飛ばしまして、3、第3期中期目標期間については、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間でございます。

4のその他に記載しておりますが、中期目標の策定に当たっては、議会の議決をいただくこととなっております。

続きまして、中期目標の主な内容についてでございますが、これにつきましては、別途お配りしておりますカラー刷りA3判の資料を用意しておりますので、こちらで説明をさせていただきます。いいでしょうか。

この第3期中期目標につきましては、6月開催の本委員会におきまして、素案という形で御報告させていただいております。その後、パブリックコメントあるいは県立大学、それから熊本県公立大学法人評価委員会からの意見聴取を行いましたけれども、大きな修正を要するような御意見はありませんでした。

そこで、素案の内容あるいは表現等を再考し、字句等の一部修正を行ったものを評価委員会で確認していただき、今回、案として提案させていただいております。そのため、6月の御報告と重複がございますので、内容につきましては、重点目標を中心に簡潔に説明させていただきます。

体系図の一番上の緑色の部分が、教育、研究、地域貢献についての基本目標でございます。これは、県立大学が法人化して以降、継続して設定しているものでございます。

その下の赤色の部分が今回の第3期中期目標期間における重点目標で、3つ掲げております。

1つ目は、教育の質の向上ということで、この目標については第2期からの継続でございます。

第3期では、地域社会を担う人材の育成をさらに推進するため、教育課程及び教育方法等について検証、改善を行い、教育の質の向上を図ります。

2つ目は、熊本地震からの復興支援を含めた、地域に貢献する教育研究の推進でございます。第2期でも重点目標としていました地域貢献に、熊本地震からの復興支援を加え、拡充したものでございます。

具体的には、熊本地震からの創造的復興及び防災、減災に関する教育研究を推進するとともに、これまで取り組んできた地域課題の解決や県民への学習機会の提供等、地域に貢献する教育研究活動のさらなる充実を図ります。

3つ目は、グローバル化の推進でございます。

これは、熊本復旧・復興4カ年戦略等を踏まえて新たに設定したものでございます。グローバルな視点で物事を考え、課題解決に取り組む人材を育成するため、学生の国際交流の推進や教育研究の国際化を図り、大学のグローバル化を推進します。

重点目標の下の青色の枠で囲んでいる部分が個々の目標ということになりますが、5つの大項目に分けて整理しております。

なお、6月及び9月開催の本委員会で御意見をいただきました県内就職の促進につきましては、資料の左の下のほうになりますけれども、(3)学生支援の項目の中に、⑤学生の就職支援、地域企業と連携した県内就職の促進ということを盛り込んでおります。

また、県内唯一の公立大学として、県内全域を対象とした取り組みを求めるという御意見をいただきましたけれども、これにつきましても、(2)教育内容・方法等の①後段の地域課題解決に取り組む実践的、総合的な教育の充実の中で、県内全域を意識した取り組みを求めてまいりたいと考えております。

県立大学第3期中期目標の策定につきましては以上でございます。

続きまして、もとの説明資料のほうに戻っていただきまして、40ページをお願いいたします。

議案第15号公立大学法人熊本県立大学定款の変更について説明をいたします。

説明は41ページの定款の概要でさせていただきます。41ページをお願いいたします。

初めに趣旨でございますけれども、今回の変更は、監事の機能の強化ということを目的に、地方独立行政法人法の一部改正が行われております。これに伴うものでございます。

2、主な変更内容でございますが、法の改正を踏まえまして、監事の職務及び権限に、監査報告の作成、事業及び財産等の調査権限の付与、知事に提出する書類の調査等、具体的な項目を追加しております。

また、1つ飛びまして(3)にありますように、監事の任期を、同じく法の改正を踏まえまして2年から4年に延長しますとともに、決算の監査を的確に行っていただくため、任期の終期を3月31日までから財務諸表承認日

までに変更いたします。

(2)は、今回の改正とは直接関係ございませんが、事務局長の再任に関する規定を新設するものでございます。

これまで、理事長を初めほかの役員の再任については定款に規定されておりましたけれども、事務局長にはその規定がございませんでしたので、バランスをとって整備するものでございます。

次、施行期日につきましては、改正法の施行日に合わせて、平成30年4月1日としております。

なお、県立大学の定款変更につきましては、総務大臣、文部科学大臣への認可申請に先立ち、地方独立行政法人法の規定により議会の議決をいただくこととなっております。

県立大学定款の変更についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○磯田政策審議監 くまモングループでございます。

資料42ページをお願いいたします。

議案第17号指定管理者の指定についてでございます。

くまもと県民交流館のうち、物産、観光等に関する情報を提供する施設、くまモンスクエアにつきましては、今年度末の平成30年3月31日に第2期指定管理期間が満了することとなります。そのため、新たな指定管理者の選定手続を行っております。

選定の結果、カーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体を第3期の指定管理者として、指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としております。

43ページをお願いいたします。

選定の経緯でございますが、平成29年8月14日から約1カ月間、指定管理者の公募を行った結果、2つ目の表の申請状況の欄に記載

してあります3団体から申請がございました。

5名の外部有識者の方々による指定管理候補者選考委員会を10月に開催し、カーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体が適当との御意見をいただきました。

カーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体は、来館者サービスの取り組みが充実していること、また、熊本県の物産、観光等の情報発信の手法がすぐれている点が評価できることから、指定管理者候補者として選定いたしております。

以上、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○平井人事課長 人事課でございます。

資料が変わりまして、追加提案関係のほうの資料にお戻りいただきたいと思っております。

資料では、50ページになります。

第49号議案熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次の51ページ、概要のほうで御説明させていただきます。

まず、条例改正の趣旨でございますが、官民の退職給付の較差を解消するため、国家公務員の退職手当の支給水準が引き下げられるということになっております。これとの均衡を図るため、職員に支給する退職手当の額を見直すものでございます。

2の改正する条例でございます。

(1)から(3)までの3本を一括して改正いたします。

3の主な改正内容をお願いいたします。

まず、(1)でございますが、調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げるものですが、この調整率につきましては、資料の一番下の参考をごらんいただきたいと思っております。

退職手当は、基本額と調整額の2つを合算する形で構成されております。このうち、基

本額が主な部分になりますが、この基本額の計算方法は、退職日の給料月額に勤続年数あるいは退職理由等に分かれた理由によりまして支給率が定まってまいります。これに調整率を掛けて金額を出すという計算方法になっておりますので、この最後に掛ける調整率のほうが今回3.3%下がるというような形になります。

(2)でございます。

定年前早期退職者に係る退職手当基本額の加算率、これを国に準じまして、1年につき100分の2から100分の3に引き上げるというものでございます。

以上、1、2、いずれも国家公務員の退職手当における率に合わせにいくものでございます。

4の施行期日でございますけれども、規則で定める日からしておりますが、これは基準としております国家公務員の退職手当法の改正案が、現在まだ審議中という扱いでございます。提案されている法律の施行日は30年の1月1日でございますが、法案確定した後規則において施行日を定めるという形にさせていただきますかと思っております。

49号は以上でございます。

資料52ページでございますけれども、第50号議案東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

56ページの条例案の概要で説明させていただきます。

条例改正の趣旨でございますが、まず1点が、東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するというところでございます。

特定大規模災害につきましては、参考欄に書かせていただいております。

2行目あたりから、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部が設置されたものを指すということでございます。

趣旨の2点目が、国家公務員の特殊勤務手当の特例を定めた人事院規則の一部改正に準じるものであるということです。

もう一点が、熊本県職員及び熊本県警察職員の特殊勤務手当の特例を定めるということで、従前、熊本県警察の職員のみが対象であったものを、熊本県職員まで広げるという趣旨でございます。

2の主な改正内容をお願いいたします。

ただいま申し上げました改正の趣旨に沿いまして、条例の名称を、東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例に改めるというものでございます。

手当の改正内容は、(2)から(4)までの3点でございます。

(2)の死体処理作業手当でございますが、支給対象は、まず(ア)で、警察職員以外の職員が人事委員会の定める死体の取り扱いに関する作業に従事するというものでございます。

(イ)は、警察職員についてでございますが、この対象自体は従前と変わりません。

イの手当額でございます。

(ア)につきましては、一般職員につきましては、1体につき1,600円以内ということで、人事委員会が定める額になっております。

(イ)警察官につきましては、検視及び死体解剖補助、1体につき3,200円以内、あるいはその他の作業、1体につき1,600円以内というような形で規定されていきます。

なお、(ア)(イ)ともに、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事する場合の加算措置が規定されております。

(3)でございます。原子力災害関連作業手当でございます。

支給対象は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合、

職員及び警察職員が次の作業に従事したときとされております。

作業の内容が(ア)と(イ)の2つに分かれております。

緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち、人事委員会が定めるものの敷地内において行う作業が1点目です。

もう一点が、(イ)人事委員会が定める区域、(ア)以外の区域で、必要に応じて定める区域において行う作業です。

おめくりいただきまして、手当額でございます。

アの(ア)、事業地内で作業するものがさらに2つに分かれております。1つが、原子炉建屋内で行うもの、1日につき4万円以内、それ以外のものは、1日につき2万円以内とされております。

(イ)の関係作業につきましては、1日につき1万円以内、心身に著しい負担がある場合の100分の100以内の加算が規定されております。

3つ目は、(4)公共土木施設災害応急作業手当等の特例になります。

支給対象は、東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するため、職員及び警察職員が5日以上作業に従事した場合ということになります。

(ア)の人事委員会が定める職員等が応急作業等に従事したとき、それと(イ)で警察職員が災害警備等作業に従事したときということで、一般職員と警察職員で手当の名前が違いますので、作業等の名前も分けております。

手当額につきましては、(ア)が、1日につき、巡回監視については480円、応急作業等につきましては730円、これは工事現場等での作業でございます。100分の100以内で人事委員会が定める加算を規定しております。

(イ)警察職員関係では、1日につき840円に対して、840円以内で人事委員会が定める額を加算できるという規定になります。

施行期日は、公布の日から施行とさせていただきます。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、最初に一度立っていただき、課名を言った後、座って説明をしてください。

質疑はございませんか。

○小杉直委員 幾つかありますが、まず1つ目、人事課長、今最後に説明された手当の問題ですね。死体処理作業手当、これはどぎゃん意味かな、東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するためというのは。この東日本大震災以外のというのはどぎゃん意味。

○平井人事課長 人事課でございます。

東日本大震災につきましては、関係作業につきましては、既にこれまでも条例がございました。これを今回改正するわけですが、今後発生する特定大規模災害、この特定大規模災害という言葉ですと、東日本大震災も含んでしまうものですから、既にあった分を除いて、東日本大震災以外の特定大規模災害という形で規定を整理しております。

○小杉直委員 去年の熊本地震は、この特定大規模災害等に含むわけ、含まぬわけ。

○平井人事課長 人事課でございます。これから以後発生する災害ということになりますので、熊本地震は対象外になります。

○小杉直委員 そうすると、警察職員以外の職員に今度新設をするわけですか。例えば具体的にはどういうことが行政職員を含めた警察職員以外の職員の業務というのは考えら

れるかな、死体処理作業で。

○平井人事課長 人事課でございます。

具体的な作業の内容というのが、まだ厳密にと言いますか、詳細に見込まれていない状況でございます。国のほうも、作業の内容自体は規則以下の規定におおしてあります。ですが、既に東日本において被災県のほうで作業した例を見ますと、例えば原子力災害で言いますと、立入禁止施設内での検査とか調査に対しての県職員の立ち会いがあったりとか、そういったことが行われているようでございます。

○小杉直委員 原子力での作業というのは想像でくるのですが、それ以外の作業で死体処理というのは東日本大震災でもあったのかな、一般職員は。

○平井人事課長 一般職員の従事状況、済みません、把握できておりませんが、死体を仮埋設したりですとか、そういった作業もございました。状況に応じて、そういった作業に携わる可能性がないとは言えないというようなことかなと考えております。

○小杉直委員 ちょっとくどかごたるですが、ならば、例えばどういうことが予想される、一般職員のこの死体処理作業は、例えばの話で。そこまでちょっと頭の中とか、予想しとかんと、この改正というとは上程でけぬど。

○平井人事課長 申しわけございません。なかなかイメージが固まりにくいかと思いますけれども、被災地において死者が発生したということでございます。

現在は、基本的に警察であったり、自衛隊であったり、そういった職員の方々が捜索等も担っていただいております。より多数の死

者が発生したときに、一般職員も被災地に赴かねばならないというような状況が発生し得るのかなと思っております。

そこにおける具体的な処理については、まだちょっと詳細なイメージは申し上げ切れませんが、遺体の収容であったり、そういった作業になるのではないかとというふうに考えます。

○池田総務部長 例えば東日本の事例ですと、各市町村に複数の遺体安置所が設置されて、そこで例えば御遺体をきれいにしたりとか仮埋設をしたりとか、そういった作業にも従事したというような状況もございましたので、場合によってはそういうこともあるかというふうに考えています。

○小杉直委員 もう一遍、何て、もう一遍繰り返して。

○池田総務部長 仮埋設ですとか、あと御遺体をきれいにしてひつぎに入れたりとか、そういった作業に従事したと、各市町村の職員がですね、という事例もございますので、そういったこともあるかというふうに思います。

○小杉直委員 今おっしゃった部長のような作業は、東日本大震災のときには行政職員がしよった。そうですか。なら、人事課長、そういうふうなことが事例という、想像できるということですか。

○平井人事課長 申しわけございません。

○小杉直委員 わかりました。

○河津修司委員 そこに関連して、いいですか。

県職員はそうなるとして、今度は市町村と

かあるいは消防団とかは、そういった規定は今後考えられるとか、そういうことはないんですか。

○平井人事課長 市町村及び消防団でございますので、規定の設置をすれば、市町村において行っていただくということになります。国の規定に準じて県のほうで整備しておりますので、市町村のほうでそれぞれ御判断いただければということかと思えます。

○河津修司委員 わかりました。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○池田和貴委員 財政課のほうに、今回、第13号で当せん金付証券の発売について、発売総額110億円以内ということで決定しています。これは、毎年12月に県議会に諮られて発行している宝くじですよね。本県にとっても重要な財源になると思うんですが、毎年この12月議会に必ず出るんですけども、これがたくさん販売できると、多少なりとも県の財政もふえるんですが、最近ちょっと宝くじの販売は減りぎみだという話も聞いております。

そういった意味で、これの発売総額を決めるに当たって、どういう議論があって、どういうふうにしてこの金額を決めたのか、ちょっとその辺を教えてくださいませんか。

○竹内財政課長 財政課でございます。

委員おっしゃるとおり、近年、若干販売額というのは落ちているんですが、ただ、ここに来まして、昨年度におきましては、震災復興支援ということで、実は66億追加させていただいております。そういうのもございまして、市町村振興協会、それから熊本市、それから私ども県のほうに、それぞれ13.1億ずつ配分を受けています。そういうのを使いまし

て、県の分につきましては、復興基金のほうに積み立てたりやっている状況でございます。

今回の販売額を決めるに当たりましては、従前、震災前の部分が大体110億ということで発行しております。ところが、実際の発売額というのが大体90億ぐらいでとどまっているものですから、近年伸びつつあると言いながらも、やはり110億ぐらいが妥当ではないかということで、今回、震災前と同様に110億ということで決めさせていただいているところでございます。

○池田和貴委員 わかりました。

昨年、熊本地震の場合には、そうやって特別に熊本に配分ができるような宝くじが販売できたということは私も理解しておりますし、それはいいと思うんですが、ただ、熊本県だけではなくて、宝くじの収益、どこの都道府県でも重要な財源になっていると思いますし、また、庶民の皆さん方にとっても、もう非常に定着をしたものになっていると思うんですね。

ただ、いろいろ話を聞いてみますと、いわゆる宝くじの当せん金の金額の増減だとか、その配分とかについては、やっぱりいろいろなさまざまな御意見があるみたいなんですよね。そういった人たちの話を聞くと、どこに話をすればこういった意見を聞いてもらえるんだろうかというようなところがあるわけですよ。

実際はみずほ銀行が受託金融機関として宝くじの販売をやっておりますが、実際の発行元は都道府県ですので、そういった県民も含めて宝くじとかを買っていらっしゃる方々、そういった方々の意見も聞きながら、いわゆる変えていくことによってこの金額はふえていく可能性もあるんじゃないかというふうにいるんですね。

ところが、そういう機能が余り見えてない

ものですから、そこは今後少し検討の余地があるんじゃないかなというふうに思うんですが、ぜひそこは考えていただきたいということで要望しておきたいと思います。

○増永慎一郎委員長 ほかに。

○岩中伸司委員 条例改正で第49号、人事課長にお尋ねしますが、これは退職金の減額ということだろうと思うんだけど、今の説明を受ければ、調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げるということですが、その詳細は下のほうに書かれています。基本額と調整額、調整額を今回3.3%下げるということですけれども、これは金額は幾らぐらいになるんですか。

○平井人事課長 人事課でございます。

今回改定するのは、基本額のほうが変わります。調整額のほうは変わらない。で、その基本額の中に、計算方式として調整率というものがかかってくるということです。調整額と調整率でちょっと言葉は似ていますが、別物です。

○岩中伸司委員 そうしたら、基本額の中でもう基本的に変わるということですね。そして、その金額でいいですが。

○平井人事課長 平均78万円強、大体80万円ぐらいの減額ということになります。

○岩中伸司委員 78万円も減額するというのはちょっといかぬと思うんですが、それとはまた別に、主な改正内容の(2)の中では、定年前早期退職者には、これはプラスになるんですか。

○平井人事課長 定年前早期退職者の加算でございますが、これはいわゆる勸奨退職とい

うものでございます。俗な言葉で申しますと、肩たたきというようなことになるかと思いますが……

○岩中伸司委員 余りようなかなか、それは。

○平井人事課長 そういう定年前早期退職者につきましては、現在、1年につき100分の2の加算を行っております。これを100分の3に切り上げるということで、増額の内容になります。

○岩中伸司委員 早期退職者、いわゆる肩たたきという話があったんですが、これは、そういうケースが県職員の中であるんですか。

○平井人事課長 職員の中で、後進に道を譲ると申しますか、早目に職を断つことで、御自身、これ以上勤務に耐えないというような状況の方もいらっしゃいますし、そういった事情に鑑みまして、早目におやめいただいた場合には、退職手当のほうでは加算を行うという措置を設けております。

○岩中伸司委員 結局、先ほどの肩たたきじゃなくて、具体的には本人の意思で早期にやめるということが前提になるんですね。

○平井人事課長 現在の事実上の運用の実態といたしましては、おっしゃいましたように、御本人納得の上での申し出があったときに適用しているという状況でございます。

○岩中伸司委員 それは非常に意味はわかりますけれども、私からすれば、そういうケースのときには、こんな職場ならどうなのかという紹介とかいろいろあってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、それはないんですか。

○平井人事課長 いろんな事情を抱えておられる職員さんがいらっしゃいますので、今御指摘ございましたように、その人にとってのいい職場というものを可能な限り考えていくというのが基本的な考え方ではございます。その上で、やむを得ずというようなことを想定したものでございます。

○小杉直委員 51ページ、岩中先生がおっしゃることと私は、多分一緒と思います。下げることについては反対の気持ちを持つとるわけですが、この51ページの退職者に対しての引き下げのことは、人事委員会の勧告はあったかな。

○平井人事課長 人事課でございます。

退職手当につきましては、人事委員会の勧告事項からは外れております。これまでも、国との均衡という形で、ずっと改定を続けてきたという歴史にございます。

○小杉直委員 この本議会中に、我々は人事委員会の委員長さんから勧告の中身について説明を受けておるわけですが、これについては勧告を受けたという記憶はないですから、今課長がおっしゃったのと一致するわけですが、どういう判断でおたくたちがこういうふうな引き下げをするわけ。

○平井人事課長 退職手当につきましては、国におきましても、いわゆる人事院の勧告というものから外れまして、5年に1度、民間と国の退職手当の金額の比較というものを行っております。比較調査を行っております。その結果に基づいて額を改定してくるという仕組みになっております。

通常の人事委員会給与関係につきましては、毎年、人事院の要請を受けて、県の人事委員会も一緒になって調査をして、民間との比較の数字を出してっておりますけれど

も、退職手当については、5年に1回人事院が行った結果について総務省が対応をしているということでございまして、これに合わせてこれまで改定を続けてきたということになっております。

○小杉直委員 なら、今回は5年ぶりということになっとですか。

○平井人事課長 さようでございます。

○小杉直委員 金額は78万余というふうにさっき聞きましたけれども、それなりで大きいわけですが、今回は、やっぱり国家公務員との差があるから引き下げざるを得ないという、やむを得ない事情ですか。

○平井人事課長 国家公務員のほうと民間とのまず均衡を国が図ってきた、その2つが均衡したところに県も合わせざるを得ないだろうという判断をいたしました。

○岩中伸司委員 官民の較差というのがいつも言われるんですね。官民較差で公務員の賃金を減らすというのが、ずっと以前からそういう動きもあるんですが、現在見れば、官民の較差ということの問題よりも、民間の場合は、もちろん基準が何名以上の企業という、どこら辺を基準にしてあるかというのはあるけれども、今の社会の中で非常に、何というか、非正規と言われる人たちがもう4割を占めると言われていますよね。民間と比べていくという国のやり方をそのまま県も踏襲すれば、限りなくやっぱり、県の職員含めて、公務員の賃金は下げられていく、退職金だけでなく、そういう動きになるんじゃないかと思うんですが、官民の較差というのはどう考えていらっしゃいますか。

○平井人事課長 人事委員会勧告制度の多分

根幹にかかわるようなお話だと思いますけれども、労働基本権が制約された公務員において、給与の水準をいかに適正に保つかということでございますので、何らかの物差しがないと比較のしようがないということでございます。

類似の職種と詳細に比較した上で出すというのが給与改定勧告の考え方でございますので、どうしても比較対象として民間の給与、国の給与、その他地方公共団体の給与というのが法上にもうたわれておりますので、この均衡で考えていくということを基本にせざるを得ないというふうに考えております。

○岩中伸司委員 だから、この官民の較差が本当にどこで確認できるのか。皆さん方、県の職員の方は、例えばですよ、民間とは違うわけですので、決められたとおりのやつでやりながら、定年になって退職金をいただくというふうなことでしょうけれども、民間の場合もそういう形で仕事をしながら、民間の場合は、人件費というのは上手に扱って、余り公に出ないような形で還元している部分もたくさんあるんですよ。例えば、ハワイ旅行へ社員を連れていくとか、全部会社持ちとか、いろんな形であるわけですので、機械的にやっぱり国の官民の較差をなくすということを県でそれをしていくというのは、私は、やっぱり78万も下げるとするのは大きなことじゃないかなと、非常に不満を持つんですけれどもね。やっぱり一体に比較できないんじゃないかと思うんですよ。

○平井人事課長 御指摘重く受けとめますけれども、何らかの形での比較はせざるを得ないと思っています。その中で、民間の制度が、今おっしゃいましたように、多岐にわたるといっても事実でございます。福利厚生の話はまた別といたしましても、その多岐にわたる制度を詳細に調べた上で、同じ物差しに

乗せれるようにという形で人事院のほうでは調査をやっておりますので、この結果については、私どもとしては妥当な結果ではないかというふうに、比較対象として妥当なものではないかと考えております。

○岩中伸司委員 そうしたら、民間は、これは従業員何人以上のやつということで県は考えていますか、国じゃなくて。

○平井人事課長 退職手当のほうの数字をちょっと持っておりませんが、人事委員会勧告、給与の基本的な比較の対象としては、50人以上の事業所という形で比較対象になっております。

○岩中伸司委員 退職金の場合はどういう……賃金はそうですね。

○平井人事課長 ちょっと済みません……

○田中人事委員会事務局長 済みません、人事委員会ですけれども、退職手当につきましては、28年の8月に、国家公務員の退職給付制度というのを所管しているのは内閣総理大臣及び財務大臣でございまして、こちらからの依頼に基づきまして人事院総裁に対して、民間における退職金とか企業年金の実態調査をしてくださいという要請がありまして、その結果でございまして、岩中委員の御質問の件ですけれども、調査方法といたしましては、企業規模50人以上の民間企業4万1,963社から、層化無作為抽出法というのがあるそうですけれども、これによって抽出した7,355社、結果的に4,493社の集計ということでございます。

以上です。

○岩中伸司委員 総理の意向というなら、よく彼は、今賃金上げろ上げろということを盛

んに宣伝をしているようですけれども、そういった意味で、今資料としては50人以上ということの基本にしながら、それなりに調査をした民間の賃金形態、退職金の形態というのがなされて、較差があるんだというのが証明されているとは思うんですよ。

実態としては、やっぱりそうじゃないというところも我々は考えていきたいと思うんですね。それも、50人も、全部正規の職員で50人なのかどうなのかということも含めて、あると思うんです。

民間の企業というのは非常に複雑で、こう言ったら民間の人から怒られるかもしれぬけれども、本当に巧妙ですよ、やり方はですね。上手に、知恵が多い人たちが多いと思うんですね。ですから、やっぱり単純に官民の較差ということじゃなくて、生活の状況から、周りの社会の状況からどうなのかという判断をしてこういうのはやっぱり進めていかなければ、単純に国がやるからということで引き下げていくということについては、私は本当に反対をする立場ですね。まあ、後は平行線かもしれません。

○平井人事課長 資料をめくるのが遅くなって返答が遅くなってしまいまして、済みません。

今人事委員会のほうから説明もございましたけれども、今の御質問の中で、対象者の中で調査しておりますのが、勤続20年以上の事務・技術系職種の常勤従業員で、退職理由が定年または会社都合による退職をした者と比較しているということですので、先ほどちょっと抽象的に申し上げましたが、類似のものを拾い上げて比較するという考え方になっているというふうに思っております。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○池田和貴委員 済みません、これは部長に聞くことになるのかな、それとも財政課に聞くことなのかなと思うんですけれども、今回——今もうなっていますが、今回、賞与の改定があつて上がるようになっていきますね。こういうふうに、民間と比較して、民間も上がっているのだからこうやって上げてあるということだというふうに思います。

これについては、私は、民間と比較をして今まで長年やってきた中で上げるのであるので、これはいいことだ、いいことだというか、その事実としてやるべきだというふうに思うんですが、ただ、その中でちょっと聞きたいのが、民間の給与が上がっているということで、多分県もいろんな民間団体に委託とか、そういう事業をやっていると思うんですよ。そうすると、当然、その委託先も給与を上げたりとかせざるを得ないような状況にもなっているんじゃないかということが想像できるわけですよ。

そうしたときに、例えば——ただ、予算とすると、昨年からシーリングをかけて、一律10%カットだとか5%カットだとかという話が出てくると、いわゆる県庁は、そういう人事院勧告で上げといて、そのほかの委託をして、人件費しかかからないような委託先の委託費は一律カットするような、そういう議論ではちょっと私はおかしいんじゃないかと思う場合があるわけですよ。例えば、そういうようなことはどういうふうに議論がされているのかなと思ったりするんですが、これは財政課長かな。

○竹内財政課長 財政課でございます。

予算編成に当たりましては、それぞれ単価等を定めていく部分がございます。今回のように、人事委員会の勧告を踏まえて県職員の給与等の改定を行う場合につきましては、民間につきましても、同様の部分で改めて積算のほうをやっていくというところがございます。

す。

それから、一律カットのお話がありましたけれども、真に必要な部分につきましては、特に今回維持管理経費の部分につきましては、投資的経費については、通常ですと落とすところを、120%シーリングという形で、本当に必要な部分については上げていくというような観点もとっております。

いろんな施設をいかにきちんと保っていくのか、あるいはそれをやるための人件費の部分をどうしていくのか、それは個別個別にある程度柔軟性を持ちながら見ているところでございます。

以上です。

○池田和貴委員 わかりました。今の説明で言うと、一律にカットしていくわけじゃなくて、きちんと話を聞きながらやっていくよということなので、であれば、ぜひそういうふうに話を聞いていていただきたいというふうに思うんですね。

特に、私の耳にちょっと入ってきているのは、やっぱり健康福祉部ですとかそういった、いわゆる人に対して県の委託を受けながらサービスをしているところ、やっぱり人に頼らざるを得ないような委託先の事業というのは、設備よりかはその人件費とかの部分の部分がやっぱり影響してくるわけですね。そういったところもあるので、一律にやることではなくて、しっかりと、まあ皆さん方も人事院勧告で上がっている分だけ、そのほかの委託したところの話もきちんと聞いていくようにしてあげていただきたいということをお願いしておきます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○小杉直委員 県政情報文書課長に質問しますが、今は五百旗頭理事長の後任はもう決まったのか、決まったというか、就任されたの

か。あそこは事務局長はどなたですか。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

新聞報道にも少しございましたけれども、五百旗頭理事長、一応6年間やっていただきまして、定款上6年までということになっておりますので、3月で一応退任ということでございます。

次期理事長には、知事の意向も伺いながら、今最終調整中でございます。現時点ではちょっと発表できないところでございまして、なるべく早く決定していきたいというふうに考えておるところでございます。

事務局長は、県のOBで、ことしの4月からでございます、田中事務局長です。

○小杉直委員 この学生支援というのが記載してあるでしょう。その①に、学生のボランティア活動、課外活動の活性化と支援、周辺のいろんな自治体に対して積極的にボランティア活動をしておられるのは評価したいと思います。

それで、⑤の学生の就職支援、地域企業と連携した県内就職の促進、これがまた大きな課題ですが、どうですか、県立大学の卒業生の県内就職のぐあいは。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

県内就職につきましては、29年5月1日現在で熊本県内の就職が54.6%でございます。ここ数年、大体50%強という状況が続いているかと思っております。

以上です。

○小杉直委員 県内の人口も減少傾向にあるし、全国的にももう人口減少時代に入ったわけですが、せつかく県立大学を卒業されるわけですから、今後ともこの50数%が下がらな

いように、向上するように、ひとつ御努力をお願いしときます。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○中村亮彦委員 私は県の広報について聞きたいんですが、冒頭提案のほうの11ページ、広報グループで、来年度、平成30年の広報関係業務、それから首都圏広報業務ということで限度額が決められているんですけども、これは熊本県のアピールということで広報されると思うんですが、これは恒常的にされるもの、それと、例えば県が主催するイベントに対して人を集めるために主催するもの、これは両方あると思うんですけども、これは予算を計上される際にどのような、例えば前年度の実績をどのように検証されてこうやって立てられるのか、これをちょっとお聞きしたいんですが。

○倉光広報グループ課長 広報グループでございます。

今回計上しておりますのは、債務負担行為の設定ということで、まず上段の4,600万の内訳は、「県からのたより」という広報誌、あと、毎週水曜日に放送しております県政テレビ、それともう1つ、週に1回メールマガジンというのを登録していただいている方にお出ししているんですけども、そういったものを、今年度内に業者さんのアイデア出しをしていただく企画コンペをやって、新年度早々からスタートできるように計上しているものです。

下のほうの事業につきましては、PR会社といたしまして、例えば首都圏のメディアさんの有名な番組を、熊本特集を組んでいただくとか、雑誌に載せていただくとか、そういったものを働きかけるような会社への委託業務でして、どちらかといいますと、上の広報に

つきましても恒常的にやっているものです、今回上げているものはですね。

たよりとかテレビとかは、大体例年の予算規模と同等の予算規模でやっております。例えばたよりでしたら、今偶数月に1回、大体県内の各世帯に配っております、その企画費、また、印刷費、配送費、そういったものを勘案してまず1,700万円ほど。

たよりにつきましては、また2月補正のほうでも債務負担行為を設定させていただく分はあるんですけども、大体二月に1回、58万部を印刷して配送するのにこれぐらいかかるというようなものを積算して積み上げた金額でございます。

○中村亮彦委員 ということは、上段のほうは県民の方々に対するたよりといいますか、情報を発信する……

○倉光広報グループ課長 はい、上段のほうはたよりとテレビとメールマガジンが含まれております。

○中村亮彦委員 ということですね。

○倉光広報グループ課長 はい。

○中村亮彦委員 下段のほうで、どっちかといったら県の魅力をアピールするとか、そういうこと、これでよろしいですか。

○倉光広報グループ課長 広報グループでございます。

下段のほうは、首都圏広報業務といたしまして、そのほかにもいろんな事業はあるんですけども、メディアが集中する首都圏において、熊本の魅力を発信するための手法としてこういった事業を上げております。

○中村亮彦委員 県の魅力をアピールしながら

ら、いろんな検証の仕方はあると思いますし、その検証の単位もあると思うんですね。経済的効果であったりとか、そういうこともあるんですけども、やっぱりこれから復旧、復興していく中で、経済的なものだけじゃなくて、やっぱり街のにぎわいとかそういうのも大変必要なことだろうというふうに思いますので、これはもちろん広告費ですから、民間でいってもそうなんですけれども、かければどれだけでもかけれるし、縮めればどれだけでも縮まるというようなことでありますので、しっかり検証しながら行っていただきたいと思います。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○河津修司委員 冒頭提案分で、27ページの農業委員会のほうですか、農地法に基づく事務のうち、移譲先が宇城市とか氷川町、これは何か条件があって移譲するわけなんですか。何かもう既に移譲したところも多いわけですか。

○平井人事課長 人事課でございます。

今回の権限移譲の農地法関係でございますけれども、既に県内では進んでおりまして、今回は大体後半戦の方々ということになっております。

これまでいろいろ協議をしておりましたけれども、宇城市及び氷川町が納得をいただいたということで、今回、移譲の手續に入りました。

○河津修司委員 もう残りのほうが少ないということなんですか。

○平井人事課長 そういう状況でございます。具体的には、熊本市ほか8市に対して既に移っているところに、今回、1市1町加わ

ったということになります。

○河津修司委員 わかりました。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。——なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第7号、第8号、第10号、第13号から第15号まで、第17号、第42号及び第48号から第50号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩中伸司委員 49号がちょっと、いろいろ言った手前。

○増永慎一郎委員長 49号ですね。

○岩中伸司委員 以外は。

○増永慎一郎委員長 それでは、一括採決反対の表明がありました第49号について、挙手にて採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増永慎一郎委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第49号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第1号外10件について、一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外10件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第28号を議題といたします。

請第28号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

請第28号について御説明申し上げます。

この請願は、熊本私学助成をすすめる会からのものがございます。

趣旨は、公私立間の学費、教育条件の格差をなくすため、私学助成の増額等を求めるものがございます。

請願事項は5項目ありますので、それぞれの項目の現状や県の取り組みについて御説明申し上げます。

まず1点目は、就学支援金の県負担制度創設により、年収350万円未満の世帯までの施設整備費を含む学費の無償化を求めるものです。

平成22年度に就学支援金制度が始まりましたが、平成26年度に、年収350万円未満相当の世帯に対する加算が、それまでの1.5倍から2倍に増額されております。

また、県の授業料減免補助についても、平成21年度までは、家計急変などを除き、市町村住民税非課税世帯が対象でしたが、平成22年度から、年収350万円未満相当の世帯まで拡大しております。

さらに、低所得者世帯の生徒に対し、施設整備費を含む授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、奨学のための給付金を給付しております。

2点目は、入学金補助制度を拡充し、年収350万円未満の世帯に全額、590万円未満の世帯に半額の補助を求めるものがございます。

県の授業料減免補助では、生活保護世帯を対象に、入学金の減免額全額を補助しております。

また、熊本地震に伴い、昨年度創設した被災生徒授業料減免補助では、年収910万円未満相当の世帯を対象として、被災の程度に応

じ、入学金を初め、授業料や施設整備費の減免に対して補助を行っております。

3点目は、授業料等減免制度における学校負担20%を撤廃するとともに、県から生徒への直接支援をすることを求めるものがございます。

授業料減免補助の割合につきましては、平成16年度に減免額を増額するなど、補助制度を拡充した際に、県と学校が協力して支援に取り組むとの趣旨で学校の理解をいただき、それまでの定額補助から、県が8割を補助する定率補助に変更したものです。

4点目は、私立学校の常勤講師を期限の定めのない教諭へ転換するよう、行政に積極的な役割の発揮を求めるものです。

教員の数については、高等学校設置基準に基づき、適正な数を確保するようになっております。県では、経常費補助において、専任教員の数を算定項目の一つとし、各学校における適正な専任教員の確保をしてくれているところです。

また、平成24年に公布されました改正労働契約法では、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できるルールが規定されております。県では、この制度につきましても、各学校に対し周知を図っております。

5点目は、特別支援インクルーシブ教育における合理的配慮を各学校で行うために、県から学校への支援を求めるものです。

県では、発達障害など特別な支援を要する生徒の受け入れに対する学校への経常費助成の加算や、退職教員等を活用して授業補助等を行う場合の経費に対する補助のほか、学校の求めに応じ、専門的知識を有する特別支援相談員を学校に派遣しています。

請願の各項目の説明は以上ですが、県としては、教育環境の充実、確保のため精いっぱい取り組んでおります。

なお、去る9月県議会におきまして、熊本県私立中学高等学校協会及び同保護者会から私学助成の充実を求める請願がなされ、採択されて国に意見書が提出されております。

9月県議会の請願と今回の請願は、ともに私学助成の充実を求めるものでございますが、9月県議会の請願は、私学助成の一層の充実が図られるよう、国に対し意見の提出を求めるものでございました。今回の請願は、国に対しての要望もありますが、主として県に対し予算上の対応を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。——ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第28号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 採択、不採択の両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第28号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増永慎一郎委員長 挙手少数と認めます。よって、請第28号は、不採択とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのように

取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次報告をお願いいたします。

○府高政策調整監 知事公室の府高です。

お手元のほうに、A3のカラー判2枚でお配りしております資料、創造的復興に向けた重点10項目について御報告いたします。

着座にて失礼いたします。

この重点10項目につきましては、蒲島県政3期目における熊本地震からの復旧、復興の進捗状況を俯瞰する形で、一覧表として作成をいたしております。

この進捗一覧を、県議会の先生方はもとより、広く県民の皆様と情報の共有をいたしまして、復旧、復興の進捗の見える化を図ってまいりたいと思っております。特に、県民生活とかかわりの深い10項目を重点的に進捗管理することで、復旧、復興全体の加速化を進めてまいります。

各項目の進捗につきまして、5月末時点の状況というのを6月の総務常任委員会で御報告させていただきました。今回は、各項目の取り組みがさらに進みまして、平成31年度末の到達イメージに向けた進捗の状況につきまして、各部局に照会の上、更新いたしましたので、御報告をさせていただきます。

なお、今回の総務常任委員会では、このような形で復旧、復興全体の進捗を把握していただくという形で御報告をいたしております。

本日、それから来週の月曜日に分かれまして、各常任委員会におきましても、関係する項目を中心に、その進捗状況についての御報告をするということとしております。

引き続き、これらの10項目を初め、復旧、復興全体を着実に、スピード感を持って進めていきたいと思っております。引き続き先生方の御指導をよろしくお願いいたします。

きょうは中身について御説明をさせていただきます。

この一覧の見方につきましては、表の一番下のほうに記載をいたしておりますけれども、背景を薄い水色にしております部分というのが、11月末までの取り組みとなっております。その中で、前回報告をさせていただきました5月末時点からの変更点を赤字で表記をしております。それから、青色に色を塗りました枠囲み、こちらが既に達成、完了したものです。それから、黄色に色を塗りました枠囲み、こちらが復旧、復興の進捗の判断基準となるものを記載しております。

まず、1項目め、①の「すまい」の再建についてです。

被災されました方々の意向に応じた住まいの再建というのを後押しするために、被災者の負担を軽減する形で、こちら赤色の文字ですけれども、①から④までの4つの再建具体策、支援策を進めております。

また、被災者の方々に応じた仮設住宅の供用期間延長というのも認められました。災害公営住宅の整備も進めながら、住まいの再建、確保というのを進めていきたいと思っております。

それから、②の災害廃棄物の処理につきましては、家屋等の公費解体が10月末で90.8%ということで、9割を超えております。それから、災害廃棄物の処理、こちらは9月末、ちょっと古いんですけれども、9月末でございますが、88.6%の進捗となっております。

引き続き、来年4月の処理完了を目指しまして取り組みを進めてまいりたいと思っております。

それから、③の阿蘇へのアクセスルート、道路、鉄道を含めました阿蘇へのアクセスル

ートの回復につきましては、8月に長陽大橋ルートが応急復旧ということで開通いたしております。

それから、南阿蘇鉄道につきましては、この後御報告がありますが、再生協議会におきまして上下分離方式の導入が決定されております。

引き続き、国や関係機関と連携しながら、早期のアクセスルート回復を目指してまいりたいと思っております。

それから、④番目の熊本城の復旧につきましては、事業主体であります熊本市と連携をいたしまして、基本計画の策定を今進めているところです。

復旧過程を安全に公開するというので、見学通路の整備も今検討されております。2019年の国際スポーツ大会までには、復旧した天守閣の全貌を見ていただけるように頑張っております。

それから、1ページ目一番下、⑤番目の益城町の復興まちづくりにつきましては、熊本高森線の4車線化に向けました境界立ち会い、それから土地単価の決定、こういった諸手続が完了いたしまして、10月から用地交渉を進めております。

木山地区の土地区画整理事業も、県による施行というのを表明いたしまして、用地先行買収のための予算約7億3,000万円を今回議会のほうに提案をさせていただいております。県議会の先生方の御理解もいただきながら、益城のまちづくりを支援してまいりたいと思っております。

それから、2枚目のほうでございます。

⑥の被災企業の事業再建につきましては、グループ補助金の審査等の加速化を図りまして、復興事業計画におけます補助金申請予定件数、こちら5,130件ございましたけれども、そのうち63.4%、3250件余ですけれども、交付決定が完了いたしております。

平成31年度末までに企業の事業再開という

のが完了するように、国とも連携しながらの取り組みを進めてまいりたいと思っております。

それから、⑦番、被災農家の営農の再開でございますが、農地の大区画化も含めます農地の復旧工事というのが本格化いたしております。

被災農家の営農再開率、こちらのほうは10月末時点で93.1%まで来ております。これは、今年度の末まで諸工事を進めまして98.4%、それから、平成30年度末までに100%の完了ということで取り組みを進めていくということでございます。

それから、⑧番の大空港構想Next Stageの実行につきましては、6月に基本スキーム案が公表されまして、現在、民間投資意向調査、マーケットサウンディングというのが実施されております。

今年度末には募集要項が示されまして、平成30年度末までには運営権者が選定される予定でございます。多くの企業から魅力ある提案がなされるように、国との協議を進めていくということでございます。

それから、⑨番目の八代港のクルーズ拠点整備ですけれども、港湾法に基づきます国際旅客船の拠点形成計画、こちらのほうの作成、公表をいたしております。

今後ですけれども、国、それから県、ロイヤル・カリビアン・クルーズ社、この3者が連携いたしまして、八代港が世界的に魅力あるクルーズ拠点となりますように整備を進めるとともに、観光客に満足してもらえるような旅行商品の造成というのを進めてまいる予定です。

なお、この項目の到達イメージ、一番右側でございますけれども、こちらにつきまして、年間200隻程度の寄港実現といたしておりますけれども、こちらを年間200隻程度が寄港可能な受け入れ環境の実現というふうに改訂しております。

ちょっと細かい改訂ですけれども、こちらは平成31年度末までに、専用岸壁、それから旅客ターミナル、こういったハードの整備を行いまして、200隻のクルーズ船に対応できる、こういった環境が整うということクリアに、明確にするという趣旨での変更でございます。

最後、10項目めです。

国際スポーツ大会の成功についてですけれども、6月のラグビーテストマッチ、それから8月の女子ハンドボールのジャパンカッププレ大会、こちらで多くの観客に来ていただきました。

大会までもう2年を切っておりますけれども、そういう中で、11月2日にはラグビーの対戦カードも決定いたしました。12月1日から女子ハンドのドイツ大会も開催されるということで、次は熊本ということで、引き続き大会の成功に向けた準備を進めてまいりたいと思っております。

御報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

交通政策課からは、2件御報告をさせていただきます。

お手元のほうに、南阿蘇鉄道の復旧についてというものが1件と、熊本版図柄入りナンバープレートの導入についてという2件お配りをさせていただいております。

着座にて御説明をさせていただきます。

まず、南阿蘇鉄道の復旧について御報告申し上げます。

復旧に向けたこれまでの経緯等でございますが、本年4月に、国の災害復旧調査結果が公表されております。設計着手から5年程度、復旧費65億から70億円という復旧の見通しが示されたところでございます。

これを受けまして、4月に、県、沿線市町

村及び南阿蘇鉄道株式会社で南阿蘇鉄道再生協議会を設置いたしまして、これまで5回協議会を開催し、協議をしてきております。

そのうち、10月31日に上下分離方式の導入を決定し、去る11月25日には、その上下分離の基本方針について合意をしたところでございます。

内容につきましては、恐れ入ります、裏面のほうをごらんいただきたいと思っております。

11月25日の再生協議会で合意をしました南阿蘇鉄道の復旧に関する確認書の概要でございます。

まず、(1)当面の復旧期間の対応となりますけれども、当面、災害復旧の主体は、鉄道会社でございます。これに対して、財政的な支援を国、自治体が行っていくこととなります。

これを踏まえまして、災害復旧事業費補助につきましては、非常に経営基盤が脆弱な南阿蘇鉄道による自力での復旧はなかなか困難でございまして、また、被災した鉄道施設の大半が所在しております南阿蘇村も多くの事業を抱えていることから、早期復旧を実現するためにも、県が復旧費を一部支援することといたしました。

現在、自治体の実質負担が最小化されるよう、国に対し財政措置を要望しているところでございますが、この国に要望中の支援スキームによれば、図でお示ししておりますとおり、国が2分の1、県が4分の1、南阿蘇村が4分の1を負担することとなります。

次に、(2)でございしますが、復旧後の取り組みとなります鉄道施設の保有でございます。

まず、いわゆる上下分離の方式の導入について御説明を申し上げます。

上下分離とは、鉄道施設の保有と運行主体を区別いたしまして、いわゆる下、土地、線路、それから鉄橋等の鉄道施設を地方公共団体が保有し、いわゆる上、運行を会社が管

理、運営する方法でございます。

上下分離につきましては、持続的で安定的な経営のため必要な措置であるという判断から、再生協議会において検討し、導入を決定したものでございます。

支援のスキームといたしましては、まず、南阿蘇鉄道株式会社が行います災害復旧事業の完了後をめどに、鉄道会社から、県、南阿蘇村、高森町が設立する新法人に鉄道施設を無償譲渡していただきます。

次に、その新法人で鉄道施設等を保有しつつ、南阿蘇鉄道株式会社へ無償貸与いたします。次に、復旧後の設備投資は、県、南阿蘇村、高森町で負担をしまいいりまして、草刈りや、例えば線路のさび落とし等維持管理につきましては、南阿蘇村、高森町が負担をするということにいたしております。

なお、運行する車両につきましては、引き続き南阿蘇鉄道株式会社が保有し、運行や維持管理を実施してまいります。

なお、車両の更新等につきましては、国の補助制度を活用し、県も負担をしまいいるといことにしております。

新法人の形態につきましては、現在まだ国と協議中でございまして、今後決定をしまいいる予定でございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、現在要望しております国への支援スキームの決定ですとか、あるいは予算の確定時期は未定でございますが、国の補正予算の成立もにらみまして、予算成立後には災害復旧事業費補助を実施する予定でございます。

また、来年3月をめどに、現在、沿線町村、県、それから有識者で設置、検討しております地域公共交通網形成計画、これを策定いたしまして、今後は、それに基づき、県と関係町村で協力し、計画に沿って南阿蘇鉄道の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、南阿蘇鉄道の復旧についての御報告

を終わります。

続きまして、熊本版図柄入りナンバープレートの導入につきまして御説明を続けさせていただきます。

9月26日の総務常任委員会におきまして御説明申し上げました図柄案3作品につきまして、県民意向調査等を経まして、11月13日に熊本版図柄入りナンバープレート図柄選定協議会を開催し、図柄を熊本模様のくまモンナンバープレートに決定しましたので、御報告申し上げます。

県民意向調査の結果につきましては、1,427名の方から回答が寄せられ、くまモンナンバープレートに対する支持が874票で、全体の6割を占めております。

この結果を受けまして、図柄選定協議会において、回答に付せられました御意見、感想も加味し、類似したデザインがないか等の商標登録や視認性等の確認を行いました結果、当該くまモンナンバープレートを熊本県からの提案作品として選定したものでございます。

選定結果は、今月初めに国のほうに提出しておりますが、今後、国において、改めて視認性等の確認が行われた後、来年7月までに正式に決定され、来年、平成30年8月に事前申し込みの受け付け開始、10月に交付が開始される予定となっております。

なお、ナンバープレートの交付料につきましては、今後、国がナンバープレートの需要等を予測して設定をするということになっております。

報告は以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

○増永慎一郎委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

今の報告に係る質疑はありませんか。

○小杉直委員 知事公室が説明されたこの重

点10項目の中の⑤の益城町の復興まちづくり、これについてちょっと質問というか、意見を申し上げておきますが、これは委員長たち、地元の選挙区の先生方の理解を得ながら、蒲島県政で県が主体としてやるという英断をされたわけでございますが、御案内のとおり、あそこは非常に政争が激しい土地柄で、きのうもあの方面の関係者と会合でお会いしましたら、来年の町長選ではやっぱり対立候補が出て選挙になるだろうというふうなお話でした。これは全く一つの話ですから、そうなるかどうかは別ですよ。

で、選挙になった場合には、もう本当に町を二分するような厳しい戦いが過去の事例としてあって、また、熊本市に編入希望するかどうかの住民投票も全く、賛成、反対、真つ二つに分かれた経緯があるわけですね。

それで、委員長の前で具体的に言うのは遠慮しますが、行政の心構えとしては、やっぱりいろんな町長選挙があろうが、あるいはいろいろこの業務を進める中でいろんな政治的な、選挙的な話があった場合でも、それには全く関係ないというような形で、このまちづくりを行政の心構えとして進めていかれるということを前もって持っておられたほうが良いような気がしますけれども、土木部は来とるかな、土木部が所管ではあるでしょうけれども、県全体としても、そういうふうな事情のあるところで、増永先生あたりにもいろいろ相談とかアドバイスを受けながら、政治、選挙に影響されぬような形でのまちづくりの行政業務を進めていただきたいというふうに、質問ではないけれども、考えておりますが、いかがですか。

○府高政策調整監 知事公室・府高です。

先生のおっしゃったことを心に深く刻んで進めていきたいと思っております。

今議会でも知事のほうからも発言ありましたけれども、益城町の復興なくして熊本の復

興なし、それから、阿蘇くまもと空港につながる都市圏東部のまちづくりは熊本の発展に不可欠ということ、益城の方々、それから県民の方々と共有しながら進めていくことが大事だと思っております。

○小杉直委員 なら、そういうことでよろしくお願いしておきます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○池田和貴委員 済みません、私もちょっと知事公室のほうに。

国際スポーツ大会の成功ですね、これは10番目にされておりますが、これも、特にラグビーワールドカップ、ここにも書いてありますように、もう熊本での試合でどの国が来るか決まっています。もう今ハンドボールのほうでドイツ大会が始まって、12月17日で終われば、次はこの熊本大会に向けて動き出すわけですね。

ですから、ある意味、もうフェーズが今までとやっぱり大きくがらっと変わってきているというふうに思うんですね。特に、ラグビーなんかでも、来る国が決まったので、やっぱり来られる国に対してどうやっていくかというのは、全体的ではなくて、ある意味きちんとマーケティングをやりながらしっかりと備えていく必要があると思うんですが、そういう体制をぜひともつくっていただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

やっぱりどうしても商工観光労働部、人数少ないみたいで、本当大丈夫かなって正直思っております。まあ、皆さん頑張っていると思いますが、ただ、オーバーフローしてしまうぐらいやっぱり業務ってあると思うので、そこはしっかり目配りをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。
—なければ、これで質疑を終了します。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つとして、一昨年から、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取り組みの成果を、2月定例会終了後に県議会ホームページで公表することとしています。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取り組みの進んだ項目について、私と副委員長で取り組みの成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様方へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「よろしく申し上げます。」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望書が4件提出されております。参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第7回総務常任委員会を閉会いたします。

午後0時2分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長